

「災害時における道路災害応急対策業務に関する協定」締結に係る
技術資料作成要領

災害時における道路災害応急対策業務に関する協定締結の希望者は、下記要領により技術資料を作成し提出願います。

国土交通省 関東地方整備局
高崎河川国道事務所長 信太 啓貴

記

1. 協定の概要

- (1) 名称 災害時における道路災害応急対策業務に関する協定
- (2) 目的 本協定は、国土交通省関東地方整備局高崎河川国道事務所管内における道路施設等が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予想できない災害等が発生し又はおそれがある場合、災害応急対策業務を実施するにあたり、これに必要な建設機械、資材、労力等の確保及び動員の方法等必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。
- (3) 内容 協定書及び協定区間は別紙1及び別紙2のとおり
- (4) 期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかに認定されているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。（経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体協定書第3条に記載されている事務所の所在地が群馬県内に有すること。ただし、事務所の所在地が当該経常建設共同企業体の構成員の建設業法に基づく本店、支店、営業所の場合に限る。）
- (5) 平成11年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した群馬県内での道路に関する一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のいずれかの施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る）
- (6) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事で、一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事における平成24年4月1日から平成26年3月31日

- までの工事成績評定点の平均点が、2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出に関する事項

(1) 技術資料の作成

作成する技術資料の内容は、次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として以下の書類を提出すること。

- ・ 次表1)の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。
- ・ 次表7)で記載した、本店から希望協定区間までの距離(道程)を着色した図面を提出すること
- ・ 次表8)の過去の災害応急対策協定又は契約締結等の実績として記載した、協定書又は契約書等の写しを提出すること。
- ・ 次表1)、11)の優良工事表彰がある場合は表彰状等の写し等を提出すること。

記載事項	内容に関する留意事項
1) 過去の同種工事の施工実績	(様式-2) ・ 平成11年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、群馬県内での道路に関する一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のうちいずれか代表的なものを1件記載する。代表的は施工実績1件の選択にあたっては、下記の順位により、上位の工事を1件選択して記載すること。 1→国土交通省発注工事又は特殊法人等(注1)発注の優良工事表彰を受けている工事 2→特殊法人等(注1)発注工事(優良工事表彰の工事を除く) 3→都道府県発注工事で優良工事表彰を受けている工事 4→上記1から3以外の工事 ((注1): 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に規定する機関をいう) ・ 施工実績は、工事名、発注機関、施工場所、契約金額、工期、受注形態等のほか、工事概要を記載する。 ・ 共同企業体構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限る。 ・ 記載した工事が特殊法人等又は都道府県発注工事で優良工事表彰を受けている工事の場合は、表彰状の写しなどを別途添付すること。 ・ 実績として記載した工事の工事成績評点が60点未満の場合は選定しない。

2) 自社の有資格技術者数	(様式－3) ・ 自社の有資格技術者の人数を記載する。 ・ 技術者は1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士及び1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士又は技術士のいずれかの資格保有者とする。 ・ 技術者の人数は、協力会社等は含まず、真に自社に所属する上記のいずれかの資格を保有している社員の実人数を記載すること。
3) 災害出動要請時に出動する作業員の配置状況	(様式－4) ・ 災害時に出動可能な作業員（オペレーター含む）の参集先及び人数を記載する。 ・ 記載する作業員は、社員又は協力会社で確保のいずれでも良いが、災害時に確保可能な確保体制（理由）を併せて記載する。 ・ 記載する作業員の人数は単に社員や協力会社社員などの社員数を記載するのではなく、本協定期間における 高崎河川国道事務所の災害時に確保可能な人数を記載すること。
4) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況	(様式－5) ・ 災害時（雪害含む）に確保可能な建設機械の保有及び手配状況として、機械種別、台数、所有者、保管場所を記載する。 ・ 記載する機械は、自社保有又は協力会社及びリース会社で保有のいずれでも良いが、災害時に確保可能な確保体制（理由）を併せて記載する。 ・ なお、記載する建設機械は単に会社で保有している又はリース契約等がある建設機械を全数記載するのではなく、本協定期間における高崎河川国道事務所の災害時に確保可能な建設機械及び台数を記載すること。
5) 災害時に使用する建設資材保有及び備蓄状況	(様式－6) ・ 災害時に確保可能な建設資材の保有及び備蓄状況として下記の代表資材の数量を記載する。 ・ 記載する資材は、自社保有又は協力会社などで保有のいずれでも良いが、災害時に確保可能な確保体制（理由）を併せて記載する。 ・ 記載する代表資材は下記のとおり。 ①土砂（砂）（m³） ②碎石類（m³） ③大型土のう袋（袋） ・ なお、記載する資材は単に会社で保有している又は協力会社等が保有している全数量を記載するのではなく、本協定期

	間における高崎河川国道事務所の災害時に確実に使用できる数量を記載すること。
6) 希望する協定締結区間及び希望の理由	(様式－ 7) ・ 協定締結を希望する協定区間及び希望する理由を記載する。 ・ 希望する協定区間は、複数区間記載可能（最大 5 区間まで）とし、希望順位をつけて記載する。
7) 資機材の主な拠点から希望協定区間までの距離	(様式－ 7) ・ 資機材の主な拠点からから希望する協定区間までの距離（道程）を記載する。 ・ （様式－ 7）のほか、資機材の主な拠点の位置及び距離算定の対象とした経路を着色した図面を別途添付すること。（市販道路地図等に資機材の主な拠点所在地記載、経路（道程）の着色で良い） ・ 複数区間を希望した場合は、希望した全区間への距離が分かるように記載すること。
8) 過去の災害応急対策協定などの締結実績	(様式－ 8) ・ 平成 23 年 4 月 1 日以降、技術資料提出期限日までの行政機関等との間における、本協定と同様もしくは類似する災害協定などの締結状況をすべて記載する。（直接行政機関等との協定締結ではないが、行政機関と県建設業協会で締結している災害協定で協定区間を担当している場合も実績として含まれる） ・ 協定などの締結実績がある場合は、協定等名称、機関名、有効期間を記載する。 ・ 記載する協定締結の実績は、協定の有効期間が上記期間（平成 23 年 4 月 1 日以降、技術資料提出期限日まで）を含んでいる協定等をすべて記載すること。 ・ 記載した協定等の協定等名称、機関名、協定期間（有効期間）が確認できる協定書等の写しなどを添付すること。
9) 過去の群馬県内における災害協定等に基づく災害応急対策等の出動実績	(様式－ 9) ・ 平成 16 年 4 月 1 日以降に群馬県内で本協定と同様もしくは類似する災害協定などにより、災害時に出動した実績の有無を記載する。なお、出動した実績には、災害協定等に基づく担当区域における自主的な巡回パトロール等の活動も含む。 ・ 出動実績がある場合は、出動年月、災害種別、協力の相手方、協力内容を記載する。
10) 災害時の基礎	(様式－ 10)

的事業継続力認定の有無	・ 技術資料提出期限日における「建設会社における災害時の事業継続力認定」に基づく、基礎的継続力認定企業として関東地方整備局から認定証の交付を受けている実績を記載する。 ・ 認定証の交付を受けている場合は、認定年月日を記載する。 ・ 認定証の写しを添付すること。
11) 優良工事表彰の有無	(様式－１１) ・ 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事で平成２６年度に受けた優良工事表彰の有無を記載する。 ・ 優良工事表彰がある場合には、工事名、CORINS 登録番号発注機関（事務所名等）、工期、表彰内容（局長表彰、事務所長表彰）を記載する。 ・ 表彰が確認できる表彰状の写しなどを別途添付すること。

（２） 技術資料の提出

① 技術資料は、持参又は郵送（書留郵便等配達記録が残るものに限る）によること。

- ・ 受領期間 平成２７年２月３日（火）から平成２７年２月２４日（火）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日８時３０分から１７時１５分までとする。
- ・ 提出場所 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課（担当：蛭間）
〒３７０－０８４１ 高崎市栄町６－４１
TEL ０２７－３４５－６０４３
FAX ０２７－３４５－６０９３

４．技術資料の審査に関する事項

技術審査における審査項目及び選定の着目点は次のとおりとする。

審査項目	審 査 の 着 目 点
１）過去の同種工事の施工実績	・ 平成１１年４月１日以降に元請けとして完成・引渡し完了した、群馬県内での道路に関する一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事のうちいずれか代表的なものとして記載された施工実績の発注機関を審査する。審査する優先順位は３．（１）１）の順位に基づき、上位の発注機関の施工実績を優位に審査する。 ・ 同種工事の施工実績が無い場合は選定しない。 ・ 実績として記載した工事の工事成績評点が６０点未満の場合は選定しない。
２）自社の有資格技術者数	・ 自社の有資格技術者数を審査する。 ・ 有資格技術者数の多いものを優位に審査する。 ・ 技術者を一人も保有していない場合は選定しない。

3) 災害出動要請時に出動する作業員の配置状況	・ 災害時に出動可能な作業員（オペレーター含む）の配置状況として記載された出動可能人数を審査し、人数が多いものを優位に審査する。 ・ 災害時に作業員が一人も出動できない場合は選定しない。
4) 災害時に使用する建設機械の保有及び手配状況	・ 災害時に確保可能な建設機械の保有及び手配状況として記載された自社保有又は協力会社及びリース会社で確保する建設機械の合計台数を審査する。 ・ バックホウ、小型ブルドーザー、ショベルローダー、ダンプトラック、移動式クレーン、除雪トラック、ロータリ除雪車等の大型建設機械の合計台数の多いものを優位に審査する。 ・ 災害時に確保可能な建設機械が1台も無い場合は選定しない。
5) 災害時に使用する建設資材保有及び備蓄状況	・ 災害時に確保可能な建設資材の保有及び備蓄状況として記載された代表資材（土砂（砂）、碎石類、大型土嚢袋）の数量を審査する。 ・ 保有数量の多いものを優位に審査する。
6) 希望する協定締結区間及び希望の理由	・ 協定区間の希望理由を協定区間選定の参考とする。 ・ 複数区間を希望している場合は、希望順位の高い区間から審査し、1区間選定された場合、次の希望区間については、まだ1区間も選定されていない者を優位に審査する。
7) 資機材の主な拠点から希望協定区間までの距離	・ 資機材の主な拠点から希望する協定区間までの距離（道程）を審査する。 ・ 距離が近いものを優位に審査する
8) 過去の災害応急対策協定などの締結実績	・ 平成23年4月1日以降、技術資料提出期限日までの行政機関等との間における、本協定と同様もしくは類似する災害協定などの締結状況として記載された協定等がある場合には、その締結機関を審査する。 ・ 締結した協定機関を下記の順位で優位に審査する。 1→群馬県内に所在する関東地方整備局各事務所との協定など 2→上記1以外の機関との協定など ・ 技術資料提出期限日において有効となっている協定締結合計数を審査することとし、締結数の少ないものを優位に審査する。

9) 過去の群馬県内における災害協定等に基づく災害応急対策等の出動実績	- 平成16年4月1日以降に群馬県内で本協定と同様もしくは類似する災害協定などにより、災害時に出動した実績として記載された実績がある場合には、その協力機関を審査する。 - 協力した機関を下記の順位で優位に審査する。 1→関東地方整備局（管内全事務所含む） 2→上記1以外の機関
10) 災害時の基礎的事業継続力認定状況	- 技術資料提出期限日における「建設会社における災害時の事業継続力認定」に基づく、基礎的事業継続力認定企業として認定され関東地方整備局から認定証の交付を受けている実績を審査する。 - 認定証の交付を受けているものを優位に審査する。 - 認定証の写しを添付すること。
11) 工事成績評点の平均点及び優良工事表彰の有無	①工事成績 - 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事の一般土木工事、維持修繕工事、アスファルト舗装工事における平成23年4月1日から平成26年3月31日までの工事成績評点の平均点を審査する。 - 工事成績評点の平均点の高いものを優位に審査する。 - 平均点が60点未満の場合は選定しない。 ②優良工事表彰 - 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）発注工事で平成26年度に受けた優良工事表彰の有無を審査する。 - 優良工事表彰がある場合には、下記の順位で優位に審査する。 1→関東地方整備局長表彰 2→事務所長表彰 - また、複数の表彰を受けている場合は、優位に審査する。 注：経常建設共同企業体にあつては全ての構成員について表彰がある場合に限って評価する。

5. 協定締結者の選定に関する事項

(1) 協定締結者の選定方法

- ① 協定締結者の選定は、提出された技術資料を基に技術審査の各項目を総合的に判断し選定する。なお、技術資料に欠落がある場合は選定しない場合があるので注意されたい。
- ② 協定区間は、協定締結区間の希望及び理由、資機材の主な拠点からの距離などを参考に決定するが、同一協定区間に複数の希望者がいた場合は、技術資料項目の審査結果により、上位のものを選定する。
- ③ 協定締結希望者が予定する協定区間数に満たない場合または、予定する協定区間に希望者がいない場合は、希望区間以外の区間を担当してもらう場合や希望区間に加えて複数区間を担当してもらう場合がある。その場合は、ヒアリングを実施し、

希望区間以外の協定締結意志を確認して決定する。

(2) ヒアリングの実施

技術資料の提出後、必要があればヒアリングを実施する。実施する場合は、別途実施する旨の連絡を行う。

- ・実施場所 高崎河川国道事務所
- ・実施日時 平成27年3月上旬～平成27年3月中旬の休日を除く指定する日時
(予定)(別途連絡する)
- ・内 容 技術資料の内容及び協定区間の協議
- ・出席者 技術資料の内容を把握し、責任ある回答のできる方

(3) 協定締結者への通知

- ① 「災害時における道路災害応急対策業務に関する協定」の協定締結者として選定した者には、郵送により書面をもって通知する。
- ② 選定通知は、平成27年3月18日(水)を予定する(発送予定)

6. 非選定理由に関する事項

- (1) 技術資料を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨とその理由(非選定理由)を書面をもって通知する。
- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により、高崎河川国道事務所長に対して非選定理由の説明を求めることができる。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。
 - ・受付窓口 関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課(担当:蛭間)
〒370-0841 高崎市栄町6-41
TEL 027-345-6043
 - ・受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで
- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (5) (2)の非選定理由について説明を求められた時は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に書面により回答する。

7. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された技術資料は、技術審査及び協定締結者選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 技術資料に虚偽の記載をした者は、技術審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (4) 受領期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された技術資料は返却しない。
- (6) 本交付資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (7) 技術資料の作成に関する問い合わせ先は次のとおりとする
〒370-0841 高崎市栄町6-41
関東地方整備局 高崎河川国道事務所 道路管理第二課(担当:蛭間)
TEL 027-345-6043

8. その他

- (1) 本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力の「地域貢献度」の項目に加算評価されるものである。